

市町村計画献血者確保促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、計画的な献血者の確保及び輸血用血液の円滑な供給体制の確立を目的として、市町村が実施する献血者確保事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助金の対象となる事業は、献血者を確保するために市町村が実施する事業とし、経費は、次のとおりとする。

- (1) 市町村における献血推進事業に要する経費
- (2) 市町村における献血組織（当該市町村の地区住民、地域団体又は職域団体をもって構成する献血推進協議会、献血互助会又は献血会等）の活動運営費を補助するために要する経費

(補助対象市町村)

第3条 補助金の交付の対象となる市町村は、政令指定都市であるさいたま市を除いた前条に該当する事業を実施する市町村とする。

(補助額)

第4条 前条の経費に対する補助額は、各年度において県の定める額とする。

(補助金の交付)

第5条 この補助金は、概算払いをすることができる。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項に定める申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、各年度7月31日とし、その提出部数は1部とする。

(記載事項等)

第7条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項については、記載することを要しないものとし、同項第5号に規定する知事の定める事項は、補助対象経費の支出予定額とする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する知事の定める事項は次のとおりとする。

補助事業の実施計画書(様式第2号)

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の補助金交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(承認申請書)

第9条 規則第6条の補助事業等の内容を変更する場合、補助事業を中止し、又は廃止する場合の承認申請書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(報告書の様式)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(添付書類)

第11条 規則第13条の報告書には、次の書類を添付するものとする。

補助事業の成果(様式第6号)

補助事業に要した経費の精算書(様式第7号)

(報告書の提出時期)

第12条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の廃止・事業年度完了の場合を含む。)後速やかに提出し、遅くとも3月31日までに提出することとする。

(確定通知書の様式)

第13条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(書類の整備等)

第14条 市町村長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第15条 補助金交付申請書、交付決定通知書に基づく請求書及び実績報告書の提出先は、保健所政令市においては、埼玉県知事とし、その他の市町村は、管轄の保健所長とする。

附 則 この要綱は平成10年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成11年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成14年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成15年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成16年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成17年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成18年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成20年5月7日から適用する。

附 則 この要綱は平成22年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成25年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成30年5月1日から適用する。

附 則 この要綱は令和3年4月1日から適用する。